

作成基準日 : 2017年10月31日

資料作成日 : 2017年11月15日

## 明治安田欧州株式ファンド〈愛称〉ファザーン

追加型投信／海外／株式

### 投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

### ※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00～午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

## 明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン 追加型投信／海外／株式

### ファンドの投資方針・特色

- 欧州主要国の株式を主要投資対象とする「明治安田欧州株式マザーファンド」を主要投資対象として、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- グローバルな産業、市場、経済動向の分析・把握を通じて選定した複数の投資テーマに基づき、欧州株式市場の中から調査対象となる銘柄を抽出します。各産業ごとに専任で調査するリサーチアナリストと欧州株式運用チームにより、持続的な競争優位性を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
- MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。  
※ MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。
- マザーファンドにおける欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限をニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- 外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

### ファンド概況

#### 【概要】

設定日	2000年1月28日
信託期間	無期限
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

#### 【基準価額および純資産総額】

	2017年9月末	2017年10月末
基準価額(円)	12,942	13,220
純資産総額(百万円)	408	389

#### 【信託財産の状況】

	2017年9月末	2017年10月末
外国株式	95.13%	95.72%
株式先物	—	—
金銭信託等その他	4.87%	4.28%
組入銘柄数	45	45

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

#### 【基準価額の騰落率】

	ファンド	ベンチマーク	差
1カ月前比	2.15%	1.03%	1.12%
3カ月前比	8.98%	5.75%	3.23%
6カ月前比	13.96%	10.62%	3.34%
1年前比	33.36%	32.37%	0.99%
3年前比	14.77%	12.32%	2.45%
設定来	46.02%	29.21%	16.81%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

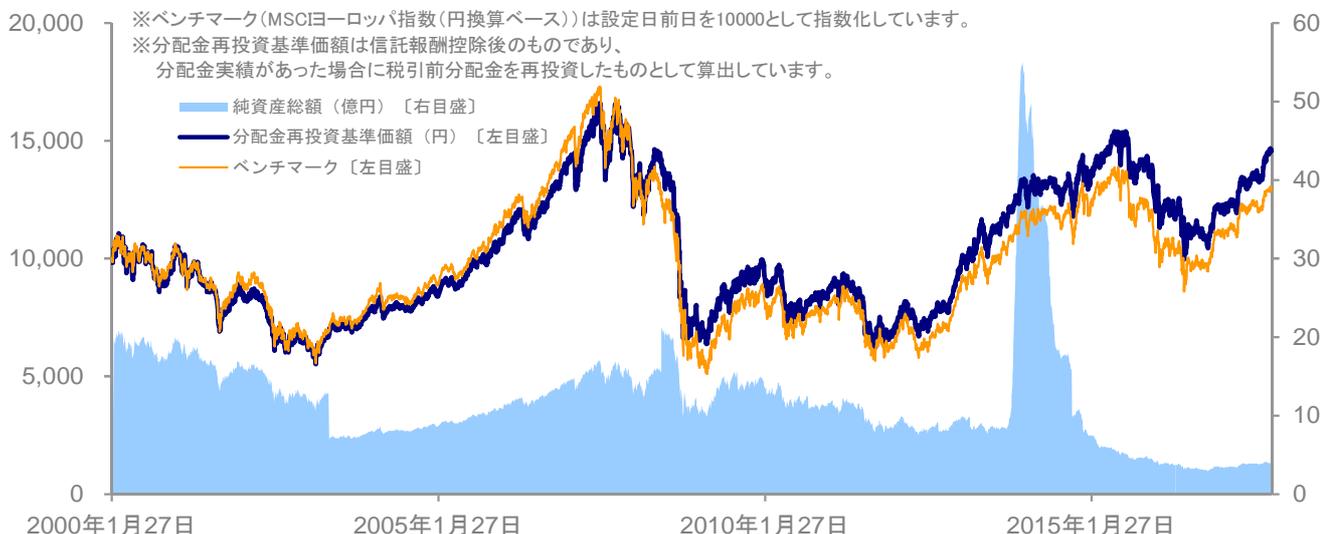
※ ベンチマークは、MSCIヨーロッパ指数(円換算ベース)です。

#### 【分配金の実績】

第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	設定来
'13年1月	'14年1月	'15年1月	'16年1月	'17年1月	累計
0	50	0	40	50	1,090

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

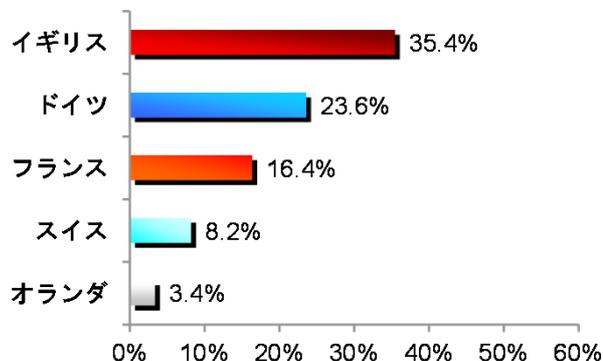
### 基準価額と純資産総額の推移



## 明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン 追加型投信/海外/株式

### 組入株式の状況

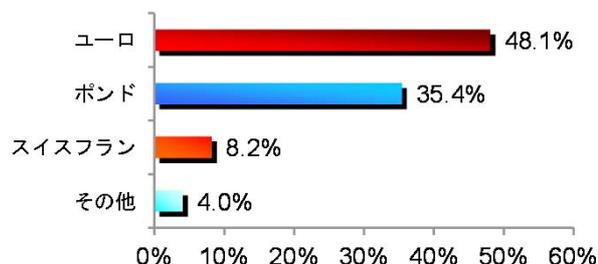
#### 【組入上位5カ国】



#### 【組入上位10業種】

	業種	組入比率
1	銀行	12.83%
2	エネルギー	8.01%
3	資本財	7.40%
4	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.66%
5	素材	6.11%
6	半導体・半導体製造装置	5.66%
7	自動車・自動車部品	5.33%
8	商業・専門サービス	5.10%
9	家庭用品・パーソナル用品	4.79%
10	電気通信サービス	4.30%

#### 【組入上位通貨】



※ 組入上位5カ国、組入上位10業種、組入上位通貨はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

※ 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

#### 【組入上位10銘柄】

	銘柄名 業種	国	通貨	組入比率	銘柄紹介
1	インフィニオンテクノロジーズ 半導体・半導体製造装置	ドイツ	ユーロ	5.66%	半導体の設計、製造、販売をおこない、システムソリューションを提供するハイテク企業
2	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ 銀行	イギリス	ポンド	5.52%	銀行・金融サービスを提供する国際的な大企業
3	ロイヤル・ダッチ・シェル エネルギー	イギリス	ポンド	4.26%	原油・天然ガスの探鉱および生産を手掛ける石油会社
4	CRH 素材	イギリス	ポンド	3.59%	幅広い建設資材の製造・販売をおこなう国際的な建設資材会社
5	BNPパリバ 銀行	フランス	ユーロ	3.44%	投資銀行やプライベートバンキング、資産管理および投資顧問サービスを手掛ける国際金融サービス会社
6	ヴォルタース・クルーワー 商業・専門サービス	オランダ	ユーロ	3.36%	健康、金融、会計、法分野などの情報サービスや出版物などを提供している会社
7	クレディ・スイス・グループ 各種金融	スイス	スイスフラン	3.20%	投資銀行やプライベートバンキング、資産管理サービスを手掛ける国際金融サービス会社
8	ボーダフォン・グループ 電気通信サービス	イギリス	ポンド	3.02%	音声・データ通信を含む移動体通信サービス会社
9	アクサ 保険	フランス	ユーロ	2.95%	世界各国で生命保険や損害保険、金融サービス事業を展開している保険・金融グループ会社
10	フォルクスワーゲン 自動車・自動車部品	ドイツ	ユーロ	2.93%	自動車開発・製造・販売を行い、低価格車、高級車、商用車等を手掛ける世界的な自動車メーカー

※ マザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

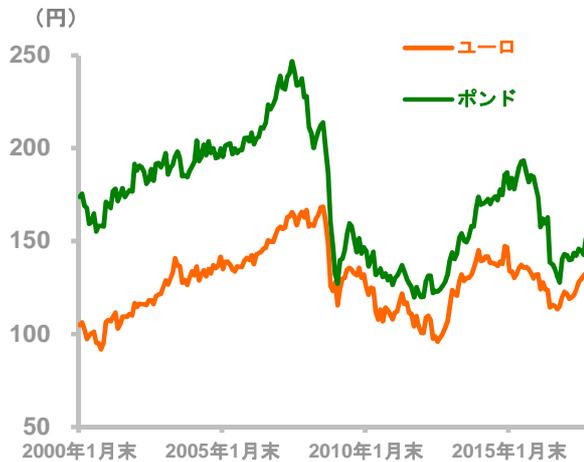
※ 上記の「組入上位10銘柄」は当ファンドのご理解を深めていただくために各社の開示資料等を基に明治安田アセットマネジメントが独自に作成したものであり、銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記内容は基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

※ 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

## 明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン 追加型投信／海外／株式

### 市場動向

【為替レート(月末値)の推移】



【欧州株価指数(月末値)の推移】



※ 出所: Bloomberg

※ 明治安田欧州株式マザーファンド設定月(2000年1月)以降の推移

### 運用状況・市場動向について

#### ＜市場動向＞

欧州株式相場は月初に上昇後、中旬にかけてはレンジ内での動きが続きました。下旬のECB(欧州中央銀行)理事会後は金融政策の正常化が慎重に進められるとの見方が広がり、再び上昇しました。月間で英国FTSE100、フランスCAC40、ドイツDAXは上昇しました。

ユーロは、ECB理事会で概ね市場予想通り量的緩和政策の延長および資産買入れ減額が決定されたものの、総裁発言などからECBが将来の金融政策正常化を慎重に進めるとの見方が広がり、円に対して下落しました。対円で前月末比下落(円高ユーロ安)しました。ボンドは、下旬に市場予想を上回るGDP成長率の発表を受けて上昇する場面もありましたが、上旬に首相の不信任決議を求める動きが再燃した際の下落分を埋められず、対円で前月末比下落(円高ボンド安)しました。

#### ＜運用経過＞

当月のファンドの騰落率は2.15%となり、ベンチマークの騰落率1.03%に対し、1.12%のアウトパフォーマンスとなりました。

当月の投資行動は、銘柄変更は行わず調整程度にとどまりました。金利上昇による収益改善期待から、CREDIT SUISSE GROUP AG-REG(スイス・各種金融)、ROYAL BANK OF SCOTLAND(イギリス・銀行)等の金融関連銘柄等を買増しました。一方で、株価が大きく上昇したANGLO AMERICAN PLC(イギリス・素材)等を利益確定から一部売却しました。

#### ＜今後の投資方針＞

引き続き、明治安田欧州株式マザーファンドにおける欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限をニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託し、市場動向、テーマ性等を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な優位性を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつポートフォリオを構築します。

欧州においては、金融政策正常化を慎重かつ着実に進めるとみられることから、緩やかな金利上昇が見込まれますが、英国のEU(欧州連合)離脱協議の行方次第で景気の下振れリスクも想定され、スペインのカタルーニャ州独立運動の混乱等も含め、市場における重要度が増してきており、注視していきたいと考えます。

為替市場(ユーロ)は、ユーロ圏では、7~9月期の緩やかな景気の回復基調が確認され、足下では製造業および非製造業PMIが高水準を維持しています。加えてECBによる金融政策正常化の動きがユーロの支援材料と考えられます。しかし、英国のEU離脱問題や政治的な先行き不透明感も依然として残ることから、上値は抑えられるとみられます。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

明治安田欧州株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

<p><b>株 価 変 動 リ ス ク</b></p>	<p>株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p>
<p><b>為 替 変 動 リ ス ク</b></p>	<p>外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p>
<p><b>信 用 リ ス ク</b></p>	<p>投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。</p>

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。 確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) 基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ロンドンの証券取引所が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2000年1月28日設定)
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 当ファンドには、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページ( <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a> )に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時及び償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、<b>3.24% (税抜 3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問合わせください。</p> <p>購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。</p>
--------	---

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、<b>年 1.836% (税抜 1.7%)</b> の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p>
---------------	---

配分	料率 (年率)
委託会社	0.918% (税抜 0.85%)
販売会社	0.81% (税抜 0.75%)
受託会社	0.108% (税抜 0.1%)
合計	<b>1.836% (税抜 1.7%)</b>

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われ、その報酬額は純資産総額に対し、以下の通り算出した額とします。

1. マザーファンドの平均純資産総額\*が100億円以下の場合、年0.5%の率を乗じて得た金額のうち当ファンドに係る金額。
2. マザーファンドの平均純資産総額が100億円超の場合、次の通り按分し算出して得た金額のうち当ファンドに係る金額を合計したものとします。  
マザーファンドの平均純資産総額100億円以下に対応する部分は、年率0.5%  
マザーファンドの平均純資産総額100億円超に対応する部分は、年率0.45%

\*マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数(休日を含む)で除して得られる額です。

その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0108%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>
------------	---

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して .....20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税 及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して...20.315%

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、  
毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡  
所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はで  
きません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニア  
NISA（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当  
する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

法人の場合については上記と異なります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細  
につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、  
所得税および地方税がかかりません。

# 明治安田欧州株式ファンド〈愛称〉ファザーン

## 【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) みずほ信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

## 【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商) 第15号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2251号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第152号	日本証券業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第53号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商) 第20号	日本証券業協会
	保険会社	明治安田生命保険相互会社*	登録金融機関 関東財務局長(登金) 第123号

\* 現在、新規の販売を停止しております。